

青梅市子ども・子育て会議

青梅市こども計画骨子検討資料
(令和6年5月20日)

青梅市こども計画 目次構成(案)

第1章 計画の策定にあたって.....

- 1 計画策定の背景と目的.....
- 2 計画の位置づけ.....
- 3 計画の対象年齢.....
- 4 計画の期間.....
- 5 計画の基本方針.....
- 6 計画の策定体制.....
- 7 「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策の推進体制.....
- 8 国の動向.....

第2章 子ども・子育てを取り巻く状況.....

- 1 青梅市の状況.....
- 2 アンケート調査結果からみえる現状.....
- 3 前期計画の進捗状況.....
- 4 こども計画に向けた課題.....

第3章 計画の基本的な考え方.....

- 1 計画の目指すところ.....
- 2 計画の構成.....
- 3 計画全体の指標.....

第4章 施策の具体的な展開.....

- 基本目標1 子ども・子育てを支援します.....
- 基本目標2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを支援します.....
- 基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を確保します.....

第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....

- 1 制度の全体像
- 2 制度の事業体系
- 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計
- 4 教育・保育の提供区域
- 5 教育・保育の一体的提供および推進に関する体制の確保の内容に関する事項

第6章 計画の推進体制.....

- 1 計画の推進体制.....
- 2 それぞれの分野での役割.....
- 3 計画の進行管理.....

資料編

計画の策定方針

1 計画策定の背景と目的

我が国における急速な少子・高齢化は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加といった、社会経済への深刻な影響を招くものとして懸念されています。また、こどもや若者を取り巻く状況として、児童虐待、ひきこもり等の家庭をめぐる問題、つながりの希薄化にともなう地域社会をめぐる問題、インターネット利用の拡大にともなう情報通信環境をめぐる問題、ニートなどに代表される就業をめぐる問題などが、依然として解決すべき課題として残されている状況です。さらに、自殺やいじめなど生命・安全の危機、子育て家庭の孤立化、格差拡大などの問題もここ数年で新たに顕在化し始めていると指摘されています。これらの問題に対して、SDGsの推進、多様性と包摂性ある社会の形成、DXの推進などさまざまな取組が行われています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成 24 年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。また、こども貧困対策においては、平成 26 年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成 26 年8月に閣議決定されています。さらに、子ども・若者を取り巻く環境の悪化や社会生活を円滑に営む上での困難さを有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者育成支援施策の総合的推進を図るため、平成 22 年 4 月制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成 28 年 2 月に新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

近年の重要な展開としては、「こども基本法」が、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。

また、同じく令和5年4月に、こどもとこどものある家庭に対する総合的な支援、こどもの権利利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。

「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」という。)の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すもので、市町村においては、国の大綱と都道府県の計画を勘案し、自治体における施策や地域資源、こどもや子育て当事者等の意見を反映した「こども計画」を策定することが努力義務とされました。

令和5年12月には、「こども基本法」の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

☆こどもまんなか社会☆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会

政府の動きとしては、令和5年1月に首相が表明した「異次元の少子化対策」により、少子化問題は待ったなしの課題とされ、こども政策を体系的に取りまとめ、将来的なこども予算倍増に向けた大枠を提示していく考えが示され、「こども未来戦略会議」が設置されました。令和6年2月に閣議決定された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律案」は、令和5年6月の「こども未来戦略方針」、同12月の「こども未来戦略」等、これまで継続して議論を深めてきたこども・子育て政策を取りまとめたもので、(1)ライフステージを通じた経済的支援の強化、(2)全てのこども・子育て世帯への支援の拡充、(3)共働き・共育の推進の3本柱で、「加速化プラン」の具体的な施策が盛り込まれました。

本市では、令和5年4月から「第7次青梅市総合長期計画」を策定し「こどもがまんなかのまちづくり」を掲げるなど、こども政策に重点をおいた施策を展開しています。

個別の計画としては、平成26年12月に「青梅市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期青梅市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、拡大し続ける保育需要に対応するための取組、こどもが安心して伸びやかに成長できるための環境整備や地域支援、子育てをする方のさまざまな悩みや不安を取り除くための支援体制や相談体制の充実等を目標として掲げ、まちづくりを進めてきました。

また、第2期計画からは、「子ども・若者育成支援推進法」にもとづく市町村子ども・若者計画、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にもとづく子どもの貧困対策に関する施策を包含するものとして計画を位置づけ、計画を子ども・若者に関わる総合的な支援の展開を目指してきました。さらに、「子どもの権利条約」を計画書冒頭に記載するなど、こどもの権利に配慮した計画策定も行ってきました。

国の動向と前期計画からの方向性を踏まえ、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、ここに「青梅市こども計画」を策定いたします。

2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として、こども基本法の基本理念を踏まえ策定するものです。

【こども基本法の基本方針】

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、本計画はこども施策の基本方針を定めた「こども大綱」を踏まえています。

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」を包含するものです。

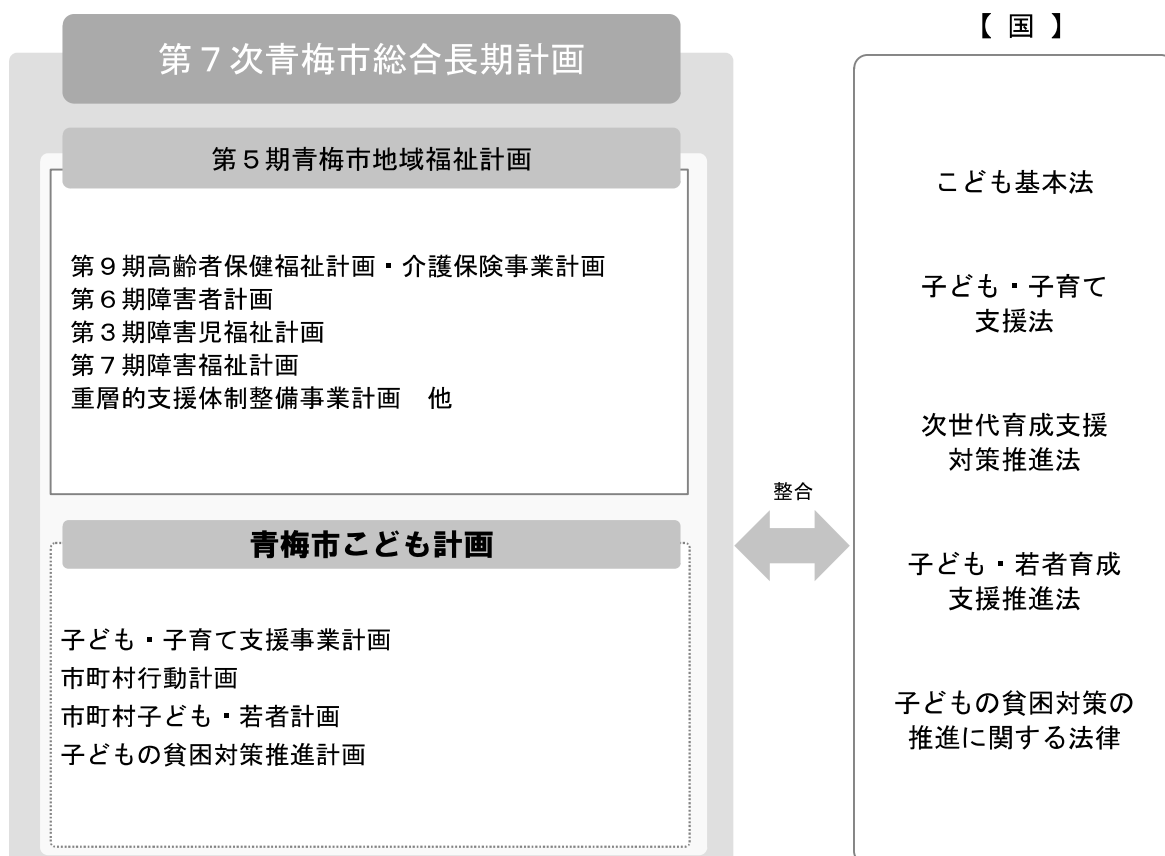
本計画は、青梅市総合計画を上位計画とするとともに、こども・子育てに関連する分野の部門別計画として、青梅市地域福祉計画、青梅市教育推進プラン、青梅市ジェンダー平等推進計画などとの整合を図るものです。

計画を推進していくために、児童相談所等の行政組織、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民活動団体等との連携、そして、地域の方たちとの協力を図ります。

また、市では、令和5年4月から「こども家庭センター」を開設し、妊娠・出産・育児に不安を抱える妊産婦に寄り添い、出産や子育てに関する相談にワンストップで対応するとともに、各関係機関が連携し、必要な情報共有を図ることで切れ目のない支援を行います。

さらに、本計画は働きながら結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、仕事と子育てが両立できる雇用環境を推進する「青梅市特定事業主行動計画」と連携を図ります。

【 上位計画、関連法との関係 】



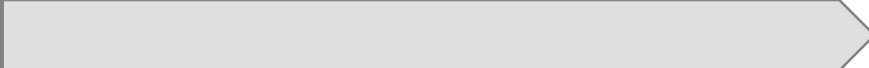
3 計画の対象年齢

本計画では、計画の対象となる「こども」を特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」全てと定めています。本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれの状況下において社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目指すものであり、こどもや若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするため、このような考え方をとっています。

4 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定					

5 計画の基本方針

こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」を勘案し、第7次青梅市総合長期計画のまちづくりの基本方向「2 こども・若者・教育・子育て」における10年後の市の目指す姿として掲げる、次の3つの目標を総称する言葉として、

「こどもがまんなかのまちづくり」を本計画の基本方針とします。

- 全てのこどもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って健やかに育っていく地域社会が実現しています。
- こどもや若者たちが未来に希望を持ち、その実現に向けて、生きる力を身につけながら前向きに取り組むことを学校や地域ぐるみで応援しています。
- 多様な生き方が尊重される中で、家族や地域、職場や行政など、多くの理解と協力のもとで子育てをしています。

6 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、アンケート調査を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望、市民の子育てに関する意識を調査しました。

① 調査対象

保護者

就学前のこどもの保護者の方	1,000 名
就学児童の保護者の方	1,000 名
中学生の保護者の方	500 名
高校生(相当年齢者含む)の保護者の方	500 名

本人

中学生の方	500 名
高校生(相当年齢者含む)の方	500 名

② 調査期間

令和5年8月4日～令和5年9月10日

③ 調査方法

郵送配布・郵送回収およびインターネット回答

④ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
保護者	3,000 通	1,225 通 うち Web 回答 398 通	40.8%
中高生	1,000 通	258 通 うち Web 回答 79 通	25.8%

(2) 青梅市子ども・子育て会議による審議

青梅市では、計画の策定に当たって、子育て世代の意見を反映するとともに、子どもたちを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者および子ども・子育て支援に関する事業の関係者等で構成する青梅市子ども・子育て会議へ諮問しました。青梅市子ども・子育て会議において本計画の内容について保護者、学識経験者、事業者などの幅広い立場や視点で協議を行い、市への答申を受けて策定しました。

(3) 計画に対する意見聴取

計画の策定に当たっては、計画案に対する意見を聴取しました。なお、こども大綱では基本的な方針として「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく」ことが掲げられています。その点を踏まえ、意見聴取においては、こどもや子育て当事者が意見を表明しやすい環境づくりを行い、適切に意見を聞き取り反映することに重点を置きました。

①こどもの意見聴取

計画原案に対する意見を、WEB アンケート等により聴取しました。

②パブリックコメント

計画素案に対する意見を、市民の皆様から聴取しました。

7 「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策の推進体制

(1) 施策の推進

本計画は、計画期間の5年間を通じて「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策の推進体制をとるものとします。そのために、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子育て支援事業者、学校、市民などの多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。また、「こども大綱」の理念を踏まえ、こどもの意見反映および社会参画を積極的に推進し、こども本人が計画の推進において一定の役割を担うという認識のもとで計画を推進していきます。

(2) それぞれの分野での役割

施策が円滑かつ確実に実施され機能を発揮させるには、体制の整備だけでなく、市民、家庭、施設、地域、企業、行政それぞれの分野がしっかりとした自覚を持ち、社会全体としての共通認識を持たなければなりません。その点を踏まえ、以下のそれぞれの分野が役割を果たしながら取組が進められていくよう配慮しました。

	おとなの役割	こどもの役割
市民	これまでの行政が公共サービスを提供し、市民がそのサービスを受け取るという形ではなく、地域を知り、地域に愛着を持つ市民によるまちづくりが求められています。市民一人ひとりが子育てやこども・若者の育ちに関心を持ち、支えていくことを期待します。	こども・若者は地域に明るさや喜びをもたらす貴重な存在であるとともに、本計画の最も重要な対象です。そのため、こども・若者本人がしっかりと社会に対して意見を表明し、市の施策決定過程や本計画の推進過程に参画していくことを期待します。
家庭	保護者は、子育てについての第一義的な責任を有するものであり、家庭がこどもの人格形成や基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持つことを認識しなければなりません。こどもの思いやりや自主性、責任感などを育む家庭機能の充実を図り、地域と連携し、家族が親密なふれあいを保ち、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。この認識のもと、こどもの思いやりや自主性、責任感などを育むよう、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが大切です。	家庭は、こどもが生まれ育つ上で最も重要な役割を担っています。こどもたちには、保護者やその関係者との交流を通して、自主性や責任感、社会性を育むことを期待します。 また、家庭においても家族や保護者に対して積極的に意見や要望を述べ、保護者との協働の中で最適な家庭教育が実現されるよう努めることを期待します。
教育	保育所、幼稚園、学校は、こどもの健やかな成長の過程で最も重要な時期を過ごす場であり、こどもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場です。さらに、集団生活を通して集団の一員としての自覚を持ちながら、望ましい人間関係を育成し、社会規範意識を習得する場でもあります。人間性や社会性を十分に育むことができるよう、家庭や地域社会と協調・連携し、地域における子育て支援機関として、多様な体験を通じて、「生きる力」を身につけられるよう教育を推進していく必要があります。	

	おとなの役割	こどもの役割
地域	地域社会は、地域に住む全ての人々が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。また、地域にとって、こどもや若者は次代を担う、かけがえのない「宝」であるという認識のもと、こどもの成長や青少年の交流を見守り、育んでいくことが必要です。 全てのこどもが地域の人々との交流を通して健全に成長できるよう、近隣同士のつながりを深め、自治会など地域における各種の組織・団体が相互に連携し、家庭や行政では十分に行えない部分について手を差し延べ、積極的な活動を展開することを期待します。	地域社会は、そこに住む人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場であり、こども・若者は、地域社会とのかかわりの中で社会性を身につけて成長していきます。 こども・若者には、地域の人々と積極的に交流し、健全な成長と意見の形成を行っていくことを期待します。 また、特に若者には団体活動やボランティア活動などを通して、地域の中に参画していき、地域の活性化を助けることを期待します。
企業	夫婦の共働きが増加する中で、企業は従業員に対して積極的な子育て支援を担う役割を持ちます。働いている全ての人々が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするなど、ゆとりある働き方が可能な就業環境や条件の整備を進めることが期待されます。職業生活と家庭生活との調和を保ち、就業環境・条件の整備を推進するとともに、子育てにやさしい環境づくりに努め、社会に貢献する必要があります。 また、地域社会の一員として、子育てにかかわる自主的な活動を展開するなど、地域社会へのより一層の貢献と参画に努めることが必要です。	
行政	市は、この計画の内容を広く市民に知らせるとともに、家庭、学校、地域、企業と連携しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育、こども・若者などの支援をきめ細かく展開することが求められており、「仕事」、「保健・医療」、「子育て」、「教育」、「男女共同参画」、「環境」などの幅広い視点から総合的にこども施策を推進しなければなりません。	

(3) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「青梅市子ども・子育て会議」等において、PDCAサイクルのプロセスにより、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、施策の実施に当たっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果にもとづき、必要に応じ改善を図るため、計画期間中であっても、各年度施策の検証を行い、必要な見直しを行うこととします。

(4) こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められています。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。こどもの権利条約は、児童(18歳未満の全ての者)の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べるができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要です。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていきます。

- 市の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備

(5) こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制

こども大綱に示される内容を勘案して、青梅市の施策や社会資源を踏まえて、地域の実情に合ったこども計画を推進していきます。

- 「こどもまんなか」の実現に向けた EBPM(仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

7 国の動向

本計画の策定にあたり、関係する法令等の国の動向を整理しました。

年度	法律・制度等	主な内容
平成 24	子ども・子育て関連3法の成立	○子ども・子育て支援法 ○認定こども園法の一部改正法 ○子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25	待機児童加速化プランの策定	○待機児童の解消に向け、2年後の子ども・子育て支援新制度の施行の前に、地方自治体に対する支援策を講じる
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	○教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策による、子どもの貧困対策の総合的な推進
26	次世代育成支援対策推進法の延長	○次世代育成支援対策のさらなる推進・強化のため、令和7年3月までの10年間の時限法として延長
	放課後子ども総合プランの策定	○すべての児童の安心・安全な活動の場の確保のため、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした計画的な整備等の推進
	子供の貧困対策に関する大綱	○子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、大綱を策定
	保育士確保プランの策定	○平成29年度末において必要となる保育士について、新たに必要となる6.9万人の保育士を確保するための新たな取り組みを講じる
	少子化社会対策大綱の改定	○少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針の改定
27	子ども・子育て支援新制度	○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付 ○認定こども園制度の改善 ○地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
	子供・若者育成支援推進大綱	○子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示
28	ニッポン一億総活躍プランの策定	○保育の受け皿のさらなる拡大 ○保育士の処遇改善
29	子育て安心プランの策定	○令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成
	新しい経済政策パッケージの策定	○「子育て安心プラン」の前倒しによる待機児童解消、幼児教育・保育の無償化等の政策を盛り込む
30	新・放課後子ども総合プランの策定	○放課後児童クラブの待機児童を令和3年度までに解消 ○放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型を1万か所以上で実施することを目指す
令和 元年	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正	○目的の充実により、こどもの将来だけでなく現在に向けた対策であること等を明記 ○市町村に対し、貧困対策計画を策定する努力義務を課す
	子ども・子育て支援法の一部改正(幼児教育・保育の無償化)	○主に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用する、3歳から5歳までのこどもの利用料及び住民税非課税世帯の0歳から2歳までのこどもの利用料が無償化
	子供の貧困対策に関する大綱の改訂	○法律の一部改正を踏まえて、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施するなどの目的で大綱を策定

年度	法律・制度等	主な内容
4年	児童福祉法等の一部を改正する法律	○児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う
5年	こども基本法	○日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進する
	こども家庭庁	○こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達にに応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うとともに、当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務とするこども家庭庁を、内閣府の外局として設置する
	こども大綱	○全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進するための方針を定める
	こども未来戦略	○「次元の異なる少子化対策の実現」に向けて、①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える、③全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援することを基本理念として、2030年までの少子化対策と経済成長実現に取り組むための総合的な戦略を定める
	子ども・子育て支援法等の一部改正	○こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設する。

※詳細は資料編に記載

（１）現行計画の体系

【基本理念】 次代を担う子どもをみんなで育むまち	
基本目標（案）	施策
1 こどもが伸びやかに育つまちづくり	（１）こどもが安心して楽しく過ごせるまちづくり
	（２）「生きる力」を育む教育の推進
	（３）こどもの人権の尊重
	（４）こどもの地域での活動を応援するまちづくり
	（５）こどもの健全な成長への支援
2 子育ての喜びを感じられるまちづくり	（１）男女がともに子育ての喜びを感じられるまちづくり
	（２）地域・世代間交流を進めるまちづくり
	（３）地域の子育ての場とネットワークづくり
3 全ての子育て家庭を支援する地域づくり	（１）子育て相談・情報提供体制の充実
	（２）子育て支援サービスの充実
	（３）地域における切れ目のない妊娠・出産体制の強化
	（４）施設職員に対する支援
	（５）放課後等の居場所づくりへの支援
4 働きながら子どもを育てる家庭への支援の充実	（１）教育・保育サービスの充実
	（２）産後の休業および育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
	（３）労働者の職業生活と家庭生活との両立
	（４）子育て世代の保護者負担の軽減
5 保護者と子の健康づくり	（１）保健・医療体制の充実
	（２）保護者と子の健康づくり支援の充実
	（３）思春期保健対策の推進
6 支援が必要な子どもと家庭への支援の充実	（１）こどもの虐待防止の取組の充実
	（２）ひとり親家庭等の自立支援
	（３）障害のあるこどものいる家庭への支援の充実
	（４）貧困による困難を抱えるこどもたちへの支援

（２）次期計画の体系案

【基本方針】 こどもがまんなかのまちづくり						
基本目標（案）		施策	施策の展開	具体的事業（案）	現計画 施策	
1 子育て・子育てを支援します こども大綱： ライフステージに共通した取組		（１）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有および権利の保障	①こども基本法の周知 ②こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進等	・普及啓発	1-(3)	
		（２）多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所の創設	①遊びや体験活動の推進 ②生活習慣の形成・定着 ③こどもまんなかまちづくり等	・地域の居場所づくり	3-(5)	
		（３）こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	①相談支援、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援			
		（４）こどもの貧困対策	①教育の支援 ②生活の安定に資するための支援 ③保護者の就労支援 ④経済的支援	・各種補助金 ・教育相談所	6-(4)	
		（５）障害児支援・医療的ケア児等への支援	①地域における支援体制の強化 ②インクルージョン（社会的包摂）の推進 ③特別支援教育等	・障害児施策の充実 ・特別支援教育の推進	6-(3)	
		（６）児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	①児童虐待防止対策等の更なる強化 ②社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ③ヤングケアラーへの支援	・児童虐待の未然防止と被害に遭ったこどもの支援 ・ヤングケアラー対策	6-(1)	
		（７）こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	①こども・若者の自殺対策 ②インターネット利用環境の整備、ネット・リテラシーの普及・啓発 ③性犯罪・性暴力対策等	・青少年の相談支援		
2 こどもの将来にわたるウェルビーイングを実現します こども大綱： ライフステージ別取組	誕生前から 幼児期まで	（１）母子の健康支援	①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保	・休日診療の実施 ・むし歯予防教室の開催 ・「食育」の推進	5-(1) 5-(2)	
		（２）親子の成長と交流の場の支援	①こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	・乳幼児親子の交流推進 ・家庭・地域教育の支援 ・育児力の向上		
		（３）教育・保育サービスの充実	①市民のニーズに即した教育・保育サービスの適正な見込みと確保策の推進	・こども家庭センター事業の充実	4-(1)	
	学童期・思春期	（１）教育環境の充実	①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の提供等 ②こども・若者の視点に立った居場所づくり ③地域社会と連携した教育体制の整備	・就学前教育の充実 ・情報化や国際化への対応 ・地域社会に関する学習機会充実 ・幼稚園、小学校の連携推進	1-(2) 1-(4) 3-(2)	
		（２）豊かな心と体づくり	①小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ②成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育	・健全育成教育の充実 ・若者の自立等支援事業 ・放課後子供教室の拡充	1-(5)	
		（３）安心して学ぶことのできる環境づくり	①不登校のこどもへの支援・校則の見直し ②体罰や不適切な指導の防止 ③高校中退の予防、高校中退後の支援	・研修および人材確保への支援	3-(4)	
	青年期	（１）就学・就労支援の充実	①高等教育の修学支援、高等教育の充実 ②就労支援、雇用と経済的基盤の安定の取り組み			
		（２）結婚を希望する方への支援	①悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	・プレコンセプションケアの啓発 ・思春期保健対策の推進 ・出会いや結婚の支援	5-(3)	
		3 保護者が安心して産み・育てることができる環境を確保します こども大綱： 子育て当事者への支援の取組	（１）妊娠から出産、子育て・教育の経済的負担の軽減	①幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 ②少子化対策に関する取組	・医療費助成の実施 ・児童手当の支給	4-(4)
			（２）地域子育て支援、家庭教育支援	①一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビースITTER等の充実 ②訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及	・地域・世代間交流事業の推進 ・地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組の推進 ・子育て教室開催	2-(2) 2-(3) 3-(3)
	（３）共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	①育児休業制度の強化、長時間労働の是正や働き方改革の促進 ②男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生 の充実 ③男性の育児休業が当たり前になる社会の実現	・子育てにやさしい企業の実現 ・女性の就労の支援 ・保育所の情報提供 ・夜間保育事業の促進 ・休日保育事業の実施	2-(1) 4-(2) 4-(3)		
	（４）ひとり親家庭への支援	①児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施 ②こどもに届く生活・学習支援の推進 ③安全・安心な親子の交流の推進 ④養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化	・ひとり親家庭等の自立支援の推進	6-(2)		
	（５）子育て情報提供の充実	①子育てに関する情報の提供体制の強化 ②プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化	・保育所相談体制の充実 ・親子サロンの充実	3-(1)		
	（６）安心して外出できる環境の整備	①犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	・福祉マップの改定 ・こどもの交通事故・災害被害・犯罪被害から守るまちづくり	1-(1)		